

調布市地域防災計画(平成30年修正)について(概要)

背景

- (1) 水防法の改正に伴う対応等(風水害編)
- (2) その他最近の施策等を踏まえた修正(震災編及び風水害編)

主な修正点

(1) 水防法の改正に伴う対応等

- ① 浸水想定区域図の変更に伴う対応
 - 国土交通省にて作成される多摩川の浸水想定区域図が変更され、浸水範囲が拡大することに伴い、当該区域内にある水害に関する指定施設等の見直しを行う。
- ② 要配慮者利用施設の見直し
 - 水防法の改正に伴い、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画作成等の義務化等に関して、見直しを行う。

(2) その他最近の施策等を踏まえた修正

- 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の策定及び被災者生活再建支援システムの導入を踏まえた、罹災証明書発行業務をはじめとした被災者生活再建支援業務に関する事項の見直しを行う。(震災編)
- 災害時にボランティアを迅速かつ円滑に受け入れるボランティアセンターや、行方不明者の捜索、遺体の検視・検案にあたり遺体を一時的に安置する遺体安置所について、より実効性のある場所への見直しを行う。(震災編及び風水害編)
- 市中央部における市域内輸送拠点及び大型拠点倉庫として、京王線跡地に「小島町防災倉庫」を新設したことから、当該施設の位置付け等について明記する。(震災編)
- その他軽微な修正を行う。(震災編及び風水害編)